

資源ごみ袋の指定を廃止します

資源ごみを出すときは、市指定資源ごみ袋の使用をお願いしていますが、令和8年4月1日から資源ごみに限り、指定を廃止します。

廃止に伴う移行措置として、10月1日以降に資源ごみを出すときは、市指定資源ごみ袋以外に中身が確認できる45%以下の透明か半透明袋も使用可能です。市指定資源ごみ袋は在庫限りで販売を終了します。

引き続きごみの分別にご理解とご協力をお願いします。

※市指定「燃えるごみ袋」「燃えないごみ袋」は継続しますが、資源ごみを出すときは使用しないでください。



令和8年4月1日～
廃止

家庭ごみの出し方が変わります

10月1日から市内全域でプラスチック類の分別収集を実施します。併せて燃えないごみなどの収集日が一部変わります。

詳しくは7月に配布しているチラシまたは市ホームページをご覧ください。



▲プラスチック類の分別収集



▲ごみ収集日の見直し

問合せ 市環境課廃棄物対策係 (☎22-2111 内線2072)

管理者・連絡先不明の浄化槽はありますか？
浄化槽管理（設置）者が変わったときは、市に「浄化槽管理者変更報告書」の提出が必要で、家族や親族の住宅の浄化槽管理者が誰になっているのかを確認し、必要に応じて管理者変更をしてください。

次のような場合は特にご注意ください。
・住んでいる人が長期不在（入院など）で市や業者と連絡が取れていない
・住んでいた人が死亡し、その後、手続きが行われていない
・別荘や中古住宅、空き家などで出入りが少ない など
管理者不明の浄化槽は周囲

の環境悪化につながりますので、ご協力をお願いします。
問合せ 市下水道課事業係



屋外でのごみ焼きは禁止されています

屋外でのごみの焼却は、法律と条例で禁止されています。違反した場合、懲役や罰金などの懲罰を科されます。禁止の例外として「災害の予防、応急対策、復旧」、「農林漁業を営むためにやむを得ないもの」、「日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却」などがありますが、例外でも近所から苦情がある場合は指導の対象です。洗濯物に臭いが付く、部屋が臭くなるなどの苦情が増えていますので、近隣への配慮をお願いします。
※庭の草刈りなどで出たごみは市の指定ごみ袋で出してください（1回当たり3袋まで）。

問合せ 市環境課環境衛生係

人吉市教育委員会 定例会を傍聴できます

定例会を開催します。希望する人は傍聴できます。

期日 10月27日(月)
時間 午前9時30分～
場所 市役所4階委員会室1
問合せ 市学校教育課総務係

分電盤の点検商法にご注意ください



©Kurosaki Gen

業者が電話などで突然、分電盤やブレーカーの点検を持ちかけて訪問し、「このままでは地震があれば火災になる」などの不安をあおりその場で分電盤の交換を迫る手法がみられます。

被害を防ぐためのアドバイス

- 業者が点検を持ちかけてきても安易に応じず、業者を調べたり、周囲に相談したり慎重に対応しましょう
- 法定点検の場合、調査員証の携帯が義務付けられているので必ず提示を求めましょう
- 点検の結果、交換が必要と言われても、その業者の話だけを聞いてその場ですぐに契約しないようにしましょう
- 分電盤の状況を確認したい場合は、管轄の電力会社などに相談しましょう
- 分電盤の交換を検討する場合は、複数の業者に見積もりを取り、機能や価格を十分に確認し契約しましょう

問合せ

消費者ホットライン ☎188(局番なし)
市消費生活センター (☎22-2111 内線1060)

公共ます設置には届け出が必要ですよ

※水道メーターは利用者が管理する必要があります。
⑤敷地に入ってからメーターまでの通路をきれいにしておく
※通路に物や草木があると検針の時に人が当たって破損させたり、転倒したりする恐れがあります。
問合せ 市水道局お客様センター (☎22・5497)

浄化槽設置の皆さんは法定検査を受けましょう

浄化槽管理（設置）者には、浄化槽法で次の3つが義務付けられています。
①保守点検（機器の点検・調整・修理や消毒剤の補給）

問合せ 市下水道課事業係



▲熊本県生活排水対策イメージキャラクター「排水くん」

- ②清掃（浄化槽内にたまった汚泥などの引き抜きや機器類の洗浄）
 - ③法定検査（トイレの排水や生活雑排水をきれいにする浄化槽の維持管理が適切に行われ、浄化槽がきちんと機能しているかを確認するための検査）
- 法定検査は県が指定した検査機関（公益社団法人熊本県浄化槽協会）が行いますので、保守点検や清掃をしている、次の検査を受けてください。

7条検査（浄化槽設置後の水質検査）

対象 新たに浄化槽を設置した人
回数 浄化槽設置後3～8カ月以内に1回
⑪条検査（定期検査）
対象 浄化槽を設置している人
回数 毎年1回

令和6年度 中山間地域等直接支払制度の実績

令和6年度中山間地域等直接支払交付金の実績				
協定集落名	急・緩	協定農家数	面積 (㎡)	交付額 (円)
上戸越開墾	急・緩	12	103,422	2,043,955
下田代	急・緩	39	217,110	1,956,073
大畑麓	急・緩	23	204,571	3,082,493
木地屋駒返	緩	7	24,341	194,728
永野	急・緩	39	237,237	2,372,396
合計		120	786,681	9,649,645

急：急傾斜地 緩：緩傾斜地

令和6年度の中山間地域等直接支払交付金の実績は、5集落で集落協定が締結され、交付対象面積78万6681平方メートルで交付総額964万9645円です。農用地には米・麦・飼料作物・野菜などが作付けされていて、市で現地確認調査を行いました。